

政策効果分析等に活用するための企業データの調達

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業（以下「公庫」という。）が行う政策効果分析等に活用するための企業データの調達への参加者を、以下の要領で公募する。

本件は、特定業者のみが履行可能と考えるが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するため公募を実施する。

1 調達の内容

国内の法人企業情報であり、次の各号のすべてを満たしていること。

(1) 公庫が指定する 1 万社^{※1※2}の法人企業情報であること。

※1 公庫が、過年度より保有する 1 万社の企業データと同一企業のデータであること

(参考：業種及び従業員数により区分した内訳については[別紙1](#)参照)

※2 同一企業のデータを用意できない場合は、業種・従業員数が類似する企業のデータ 10 期分

(対象決算期：2012 年 1 月から 2021 年 12 月まで) を納品すること。

(2) 法人企業情報とは、次の情報とする。

商号（漢字・カナ）、代表者氏名（漢字・カナ）、企業所在地、企業郵便番号、創業年、設立年、業種名、業種コード（大分類・細分類）、従業員数、従業員数区分（4 区分）、業種・従業員数区分（業種と従業員数区分の組み合わせ）、決算年、決算月、決算情報^{※3}ほか

※3 [別紙2](#)参照

(3) 1 社あたり 4 期分（対象決算期：2018 年 1 月から 2021 年 12 月まで）の法人企業情報を納品すること。

(4) 法人企業情報は、第三者^{※4}への提供が可能であること。

※4 学術的な分析を目的に外部有識者（大学教授数名を想定）に提供を行うもの。提供を行うデータの範囲や提供する第三者の範囲の限定、その他利用条件を設けることは妨げないものとし、詳細は公庫と別途協議のこととする。

(5) 2023 年 2 月 17 日（金）までに、法人企業情報を納品すること。

(6) データの仕様は、[別紙3](#)を参照のこと。

(7) データの納品は、電子記録媒体にて行うこと。

2 参加者の資格

(1) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格、「物品の販売」又は「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できるものであること。

(2) 次の各項に該当しない者であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。

(イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

(ハ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(ト) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(4) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者

(5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(6) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者であること。

(7) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、令和4年12月8日(木)15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番4に示す提出書類を項番5の申込先に提出すること。

4 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

(イ) 法人登記簿謄本（申込前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））

(ロ) 財務諸表（直近2期分）

(ハ) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）

(ニ) 充足証明書（別添2）

(ホ) 誓約書（別添3）

(ヘ) 営業の拠点を東京近郊に有することが示す資料（様式適宜）

（注）（イ）、（ロ）及び（ハ）は令和04・05・06年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書（様式適宜）

5 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

株式会社日本政策金融公庫管財部 契約課

担当：小田 景子

電 話：03-3270-1552

F A X：03-3270-1411

6 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番5における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

以 上

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年11月24日付で公告した「政策効果分析等に活用するための企業データの調達」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-MAIL)

充 足 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

当社は、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業（以下「公庫」という。）が行う政策効果分析等に活用するための企業データの調達について、公庫が指定する1万社の決算期が2018年1月から2021年12月までの企業データの情報を「公募公告1 調達の内容」にある下記項目のすべてを満たす条件で納品することを保証します。

記

(1) 公庫が指定する1万社^{※1※2}の法人企業情報であること。

※1 公庫が、過年度より保有する1万社の企業データと同一企業のデータであること。
(業種及び従業員数により区分した内訳については公募公告^{別紙1}のとおり。)

※2 同一企業のデータを用意できない場合は、業種・従業員数が類似する企業のデータ10期分
(対象決算期：2012年1月から2021年12月まで)を納品すること。

(2) 法人企業情報とは、次の情報とする。

商号(漢字・カナ)、代表者氏名(漢字・カナ)、企業所在地、企業郵便番号、創業年、設立年、業種名、業種コード(大分類・細分類)、従業員数、従業員数区分(4区分)、業種・従業員数区分(業種と従業員数区分の組み合わせ)、決算年、決算月、決算情報^{※3}ほか

※3 公募公告^{別紙2}のとおり。

(3) 1社あたり4期分(対象決算期：2018年1月から2021年12月まで)の法人企業情報を納品すること。

(4) 法人企業情報は、第三者^{※4}への提供が可能であること。

※4 学術的な分析を目的に外部有識者(大学教授数名を想定)に提供を行うもの。提供を行うデータの範囲や提供する第三者の範囲の限定、その他利用条件を設けることは妨げないものとし、詳細は公庫と別途協議のこととする。

(5) 2023年2月17日(金)までに、法人企業情報を納品すること。

(6) データの様子は、公募公告^{別紙3}のとおり。

(7) データの納品は、電子記録媒体にて行うこと。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業が行う「政策効果分析等に活用するための企業データの調達」に係る公募（令和4年11月24日）に関し、「2 参加者の資格」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上

法人企業の内訳

公庫が指定する1万社の法人企業の構成比率は、以下のとおりである。

● 業種・従業員数区分による構成社数

| 業種 | 従業員数 | | | | 合計 |
|-------------------|---------------|----------------|-----------------|--------|--------|
| | 1人以上 20人以下 | 21人以上 50人以下 | 51人以上 300人以下 | 301人以上 | |
| D 建設業 | 3.5% | 2.8% | 1.7% | 0.1% | 8.1% |
| E 製造業 | 10.6% | 13.7% | 15.2% | 1.1% | 40.5% |
| G 情報通信業 | 0.7% | 0.6% | 0.7% | 0.1% | 2.1% |
| H 運輸業・郵便業 | 1.8% | 1.8% | 2.9% | 0.4% | 6.9% |
| I 卸売業・小売業 | 10.1% | 6.2% | 4.8% | 0.5% | 21.6% |
| K 不動産業・物品賃貸業 | 7.1% | 0.9% | 0.5% | 0.0% | 8.4% |
| L 学術研究・専門技術サービス業 | 0.9% | 0.6% | 0.3% | 0.1% | 1.8% |
| M 宿泊・飲食サービス業 | 0.8% | 0.6% | 1.5% | 0.7% | 3.6% |
| N 生活関連サービス・娯楽業 | 1.2% | 0.8% | 0.8% | 0.1% | 2.9% |
| O 教育・学術支援 | 0.1% | 0.1% | 0.2% | 0.0% | 0.4% |
| P 医療・福祉 | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.0% | 0.3% |
| QR 複合サービス事業・サービス業 | 1.4% | 0.9% | 0.9% | 0.1% | 3.3% |
| 合計 | 38.1% | 29.0% | 29.5% | 3.3% | 100.0% |

以 上

決算情報について

決算情報とは、以下のとおりとする。

1. 貸借対照表

(1) 資産の部

- ・流動資産、現預金、売掛金、受取手形、棚卸資産、工事未収入金、その他流動資産、固定資産、土地、建物、建設仮勘定、その他有形固定資産、無形固定資産、投資、繰延資産

(2) 負債及び純資産の部

- ・流動負債、支払手形、買掛金、工事未払金、短期借入金、その他流動負債、固定負債、長期借入金、その他固定負債、自己資本、資本金、使用総資本、割引手形、裏書譲渡手形

2. 損益計算書

- ・売上高、売上原価、原材料費、商品仕入高、外注加工費、経費、労務費、減価償却費（製造原価）、その他売上原価、売上総利益、販売管理費、人件費、役員報酬、減価償却費（販売管理費）、その他販売管理費、営業利益、支払利息、営業外収益計、営業外費用計、経常利益、特別利益計、特別損失計、当期利益、減価償却実施費

データの仕様

納入するデータの仕様は、以下のとおりとする。

| 項番 | 項目（注1） | データ形式 | 文字数 | データ内容 | データ要件 |
|----|-----------------|-------|-----|------------------------------------|--|
| 1 | 企業コード（注2） | 文字列 | 9 | 任意に付されたもの | ・左詰 |
| 2 | 企業名（漢字） | 漢字 | 30 | 法人の漢字商号 | ・左詰 |
| 3 | 企業名（カナ） | 文字列 | 20 | 法人のカナ商号 | ・左詰 ・英文字は使用しない |
| 4 | 代表者名（漢字） | 漢字 | 15 | 代表者の漢字名称 （漢字表示ができない 場合はひらがな） | ・姓と名の間は、要スペース |
| 5 | 代表者名（カナ） | 文字列 | 16 | 代表者のカナ名称 | ・項番4と同じ |
| 6 | 住所（漢字） | 漢字 | 40 | 都道府県、市、区、郡、 町、丁目、番地 （ビル名含む） | ・左詰 |
| 7 | 住所（カナ） | 文字列 | 30 | 都道府県、市、区、郡、 町、丁目、番地 （ビル名含む） | ・左詰、一文字以上 ・カナ文字、英数字、ハイ フン、濁点及び半濁点 以外の文字は使用しない |
| 8 | 創業年月 | 文字列 | 6 | 年（4桁）＋月（2桁） | ・左詰 |
| 9 | 明治以前創業年 | 漢字 | 10 | 元号等 | ・左詰 ・該当ある場合のみ |
| 10 | 設立年 | 文字列 | 6 | 年（4桁）＋月（2桁） | ・左詰 |
| 11 | 郵便番号 | 文字列 | 7 | 上コード3桁＋したコ ード4桁 | ・固定7桁の数字である こと（ハイフンなし） |
| 12 | 業種（漢字） | 漢字 | 16 | 項番10に対応する業種 名称 | ・左詰 |
| 13 | 業種（コード）（注 3） | 文字列 | 4 | 法人の業種コード | ・4桁固定の数字である こと |
| 14 | 従業員数（最新） | 文字列 | 5 | 従業員数 （最新データとする） | ・右詰 |
| 15 | 従業員数（決算時点） | 文字列 | 5 | 従業員数 （決算時点とする） | ・右詰 |
| 16 | 業種フラグ | 文字列 | 2 | 項番10の業種大分類コ ード | ・左詰 ・英文字（大文字） |
| 17 | 従業員数フラグ | 文字列 | 1 | 項番11に基づき、従業 員数フラグを表示 | ・右詰 |

| 項番 | 項目（注1） | データ形式 | 文字数 | データ内容 | データ要件 |
|----|------------|-------|-----|---|-------------------|
| | | | | 1：1～20人 2：21～50人 3：51人～300人 4：301人以上 | |
| 18 | 業種・従業員数フラグ | 文字列 | 3 | 項番13と14を組み合わせ て表示 | ・左詰 |
| 19 | 決算年 | 文字列 | 4 | 決算期の年を表示 | ・左詰 |
| 20 | 決算月 | 文字列 | 2 | 決算期の月を表示 | ・左詰 |
| 21 | 流動資産 | 文字列 | 10 | 単位は百万円として表 示 | ・右詰 ・小数点第一まで表示 |
| 22 | 現預金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 23 | 売掛金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 24 | 受取手形 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 25 | 棚卸資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 26 | 工事未収入金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 27 | その他流動資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 28 | 固定資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 29 | 土地 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 30 | 建物 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 31 | 建設仮勘定 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 32 | その他有形固定資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 33 | 無形固定資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 34 | 投資その他の資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 35 | 繰延資産 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 36 | 流動負債 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 37 | 支払手形 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 38 | 買掛金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 39 | 工事未払金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 40 | 短期借入金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 41 | その他流動負債 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 42 | 固定負債 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 43 | 長期借入金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 44 | その他固定負債 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 45 | 自己資本 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 46 | 資本金 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 47 | 使用総資本 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 48 | 割引手形 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 49 | 裏書譲渡手形 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |
| 50 | 売上高 | 文字列 | 10 | 項番18と同じ | ・項番18と同じ |

| 項番 | 項目（注1） | データ形式 | 文字数 | データ内容 | データ要件 |
|----|------------------|-------|-----|-----------|------------|
| 51 | 売上原価 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 52 | 原材料費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 53 | 商品仕入高 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 54 | 外注加工費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 55 | 経費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 56 | 労務費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 57 | 減価償却費 （製造原価） | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 58 | その他売上原価 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 59 | 売上総利益 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 60 | 販売管理費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 61 | 人件費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 62 | 役員報酬 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 63 | 減価償却費 （販売管理費） | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 64 | その他販売管理費 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 65 | 営業利益 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 66 | 支払利息 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 67 | 営業外収益計 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 68 | 営業外費用計 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 69 | 経常利益 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 70 | 特別利益計 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 71 | 特別損失計 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 72 | 当期利益 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |
| 73 | 減価償却実施額 | 文字列 | 10 | 項番 18 と同じ | ・項番 18 と同じ |

（注1）データの項目は、項番の番号順とする。

（注2）企業コードは、法人毎に与えられた納入者独自で採番した企業番号とする。

（注3）日本標準産業分類（平成25年10月改定）の業種コードとする。

（注4）文字コードは、「SJIS」とし、JIS第2水準までとする。

外字は、特定コード（■（シフトJISで81A1））を指定する。

（注5）データ表示にあたっては、次葉のルールについても適用すること。

